

被扶養者の国内居住要件等 について（まとめ）

この資料は、令和元年11月13日に発出された「被扶養者の国内居住要件等について（厚労省保険局保険課長通知）」、同日に健保連イントラネットにアップされた「被扶養者の国内居住要件等に係る参考資料（Q&A等）」などを整理したものです。（Q&Aは、通知等の番号をそのまま使用しています。）

CONTENTS

1 法令改正	1
健康保険法	1
被扶養者認定要件の見直し	
健康保険法施行規則	1
日本国内に住所を有しないが日本国内に生活の基礎があると認められるもの	
この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者	
健康保険法附則	3
経過措置	
施行期日（省令）	
2 通知等まとめ	4
日本国内に住所を有するもの	4
日本国内に住所を有しないが日本国内に生活の基礎があると認められるもの	7
▷ ① 外国において留学をする学生	
▷ ② 外国に赴任する被保険者に同行する者	
▷ ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	
▷ ④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、 外国に赴任する被保険者に同行する者と同等と認められるもの	
▷ ⑤ 渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	
▷ その他 国内居住要件の例外として認められない事例など	
この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者	13
施行日時点で保険医療機関に入院している者	14
届出の特例 事前受理	14
留意事項 生計維持・同居要件	15
その他	16
3 組合における対応 健保連資料より	17
施行に伴う届出	
施行による被扶養者に係る届出イメージ	
対応スケジュール（イメージ）	
参考 出入国在留管理庁HPより（在留カードとは）	18
参考 被扶養者の範囲（図）	18

1 法令改正

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律が、令和元年5月22日付けで交付され、また、健保法施行規則等の一部を改正する省令が令和元年8月30日付けで交付され、いずれも令和2年4月1日から施行されます。（一部は、交付日（8月30日）から施行）

健康保険法

被扶養者認定要件の見直し

健康保険法第3条第7項の一部改正により、次の3つの要件を追加しました。

- ① 「日本国内に住所を有するもの」であることの追加。
- ② 国内に住所を有しないが「日本国内に生活の基礎があると認められるもの」も要件を満たすこととする。
- ③ 適用除外とする「特別な理由がある者」は、被扶養者の対象から除外する。

第三条（定義）

下線：見直し箇所

7 この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者で、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者その他この法律の適用を除外すべき特別な理由がある者として厚生労働省令で定める者は、この限りでない。

- 一 被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。以下この項において同じ。）の直系尊属、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、子、孫及び兄弟姉妹であって、主としてその被保険者により生計を維持するもの
- 二 被保険者の三親等内の親族で前号に掲げる者以外のものであって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの
- 三 被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子であって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの
- 四 前号の配偶者の死亡後におけるその父母及び子であって、引き続きその被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの

施行規則

日本国内に住所を有しないが日本国内に生活の基礎があると認められるもの

日本国内に住所を有しないが日本国内に生活の基礎があると認められるものは、厚生労働省令（施行規則）で定めることになり、健保法施行規則第37条の2の規定が新設されました。

施行規則（法第三条第七項本文の厚生労働省令で定めるもの）

第三十七条の二 法第三条第七項本文の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 外国において留学をする学生
- 二 外国に赴任する被保険者に同行する者
- 三 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者

- 四 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、第二号に掲げる者と同等と認められるもの
- 五 前各号に掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

また、施行規則第38条第1項第3号の追加により、上記の1号から5号に該当した場合には、その旨を被扶養者届に記載することになります。

施行規則（被扶養者の届出）

第三十八条 被保険者は、被扶養者を有するとき、又は被扶養者を有するに至ったときは、五日以内に、次に掲げる事項を記載した被扶養者届を事業主を経由して厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない。

- 一 被扶養者の職業、収入、住所、氏名、性別、生年月日、個人番号（個人番号を有する者に限る。）及び被保険者との続柄
- 二 被扶養者が被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫及び兄弟姉妹以外の者であるときは、同一の世帯に属した年月日及び扶養するに至った理由

三 第三十七条の二各号のいずれかに該当する者にあつては、その旨

- 2 前項に掲げる事項に変更があつたときは、その都度、事業主を経由して厚生労働大臣又は健康保険組合に届け出なければならない。
- 3 前二項の届出は、厚生労働大臣又は健康保険組合が支障がないと認めた場合に限り、被扶養者届に記載すべき事項を記録した光ディスクを提出することによって行うことができる。
- 4 第一項又は第二項の規定により届出を受理した事業主は、前項の規定により光ディスクを厚生労働大臣又は健康保険組合に提出する場合には、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。
 - 一 事業主の氏名又は名称
 - 二 事業所の名称及び所在地
 - 三 届出の件数
- 5 第一項及び第二項の場合において、被保険者が任意継続被保険者であるときは、第一項及び第二項中「事業主を経由して厚生労働大臣又は健康保険組合」とあるのは、「保険者」とする。

この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者

日本国内に住所を有していても、健康保険法の適用除外とすべき特別な理由がある者は、厚生労働省令（施行規則）で定めることになり、健保法施行規則第37条の3の規定が新設されました。

施行規則（法第三条第七項ただし書きの厚生労働省令で定めるもの）

第三十七条の三 法第三条第七項ただし書きの厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 日本の国籍を有しない者であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九。以下「入管法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づく入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦に相当期間滞在して、病院若しくは診療所に入院し疾病若しくは障害について医療を受ける活動又は当該入院の前後に当該疾病若しくは障害について継続して医療を受ける活動を行うもの及びこれらの活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を行うもの
- 二 日本の国籍を有しない者であつて、入管法第七条第一項第二号の規定に基づく入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦において一年を超えない期間滞在し、観光、保養、その他これらに類似する活動を行うもの

附 則

経過措置

この法令の施行により、被扶養者でなくなる者であって、施行日時点で保険医療機関に入院している者の被扶養者の資格は、入院期間中、改正前の被扶養者要件に該当している間は継続することになります。

附則（健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の健康保険法（以下「改正後健康保険法」という。）第三条第七項並びに第一条の規定による改正後の健康保険法施行規則（以下「改正後健康保険法施行規則」という。）第三十七条の二及び第三十七条の三の規定の施行により被扶養者でなくなる者であって、この省令の施行の際現に健康保険法第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所に入院しているものの当該入院の期間における被扶養者としての資格については、その者が引き続き当該被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持している間（その者が当該被保険者の直系尊属、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、孫及び兄弟姉妹である場合にあっては、主としてその被保険者により生計を維持している間）に限り、改正後健康保険法第三条第七項並びに改正後健康保険法施行規則第三十七条の二及び第三十七条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

また、改正後の規定により、国内居住要件の例外（外国への留学など）に該当する旨を記載した被扶養者届の届出は、施行日前に事前受理することができます。

なお、改正後の規定により、被扶養者の要件を満たさなくなった者に係る被扶養者届（削除）の届出についても、同様に事前受理することができます。

附則（健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条

- 2 厚生労働大臣及び健康保険組合は、この省令の施行の日前においても、改正後健康保険法施行規則第三十八条第一項第三号に掲げる事項について令和二年四月一日における状況を記載した改正後健康保険法施行規則第三十八条第二項の規定による届出（同条第三項の規定による光ディスクの提出による場合を含む。次項において同じ。）の受理を行うことができる。
- 3 厚生労働大臣及び健康保険組合は、この省令の施行の日前においても、改正後健康保険法第三条第七項並びに改正後健康保険法施行規則第三十七条の二及び第三十七条の三の規定の施行により被扶養者でなくなる者を有する被保険者からの令和二年四月一日における状況を記載した改正後健康保険法施行規則第三十八条第二項の規定による届出の受理を行うことができる。

施行期日（省令）

今回の被扶養者認定要件の見直しは、令和2年4月1日から施行されます。

ただし、届出の事前受理（経過措置）については、公布日（令和元年8月30日）から施行します。

附則（施行期日）

第一条 この省令は、令和元年四月一日から施行する。ただし、次条第二項及び第三項、附則第三条第二項及び第三項並びに第四条第二項及び第三項の規定は、公布の日から施行する。

2 通知等まとめ

日本国内に住所を有するもの

国内居住要件

改正法による改正後の健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第7項に定める「住所」については、住民基本台帳に住民登録されているかどうか（住民票があるかどうか）で判断し、住民票が日本国内にある者は原則、国内居住要件を満たすものとする。このため、例えば、当該被扶養者が一定の期間を海外で生活している場合も、日本に住民票がある限りは、原則として国内居住要件を満たすこととなること。

ただし、住民票が日本国内にあっても、海外で就労しており、日本で全く生活していないなど、明らかに日本での居住実態がないことが判明した場合は、保険者において、例外的に国内居住要件を満たさないものと判断して差し支えないこと。**（厚通知）**

添付書類

被扶養者の認定の際には、健康保険被扶養者（異動）届に住民票の写し等の添付を求めることにより、認定対象者の住所が日本国内あることを確認すること。

ただし、保険者等においてマイナンバーを活用した情報連携又は地方公共団体情報システム機構（J-LIS）からの機構保存本人確認情報の提供により当該認定対象者に係る住所情報を確認できる場合は、添付を省略して差し支えない。**（厚通知）**

国内居住要件の確認

Q1 国内居住要件は、どこまでの確認を要するのか。住民票の確認に加えて、全ての被扶養者（認定対象者）に対して居住実態の確認を行う必要があるのか。

A 国内居住要件の確認は、原則として、住民票が日本国内にあるかどうかを確認すればよく、全ての被扶養者の居住実態を確認する必要はない（第1参照）。

（明らかに日本に居住実態がないため国内居住要件を満たさないと判断するのは、例えば海外療養費の審査の過程において、海外への渡航理由を確認した際に、海外で就労しており、日本国内での居住実態がないと判明したケース等の個別の対応のみで問題ない。）**（厚Q&A）**

添付書類の省略

Q3 被扶養者の認定に当たって、保険者等において認定に必要な情報を既に所有している場合には、添付書類を省略して良いのか。

A 被扶養者の認定に当たっては、保険者等において第3に掲げる情報を所有しており、確認を行うことが可能な場合には、被保険者から添付書類を提出させることを省略して差し支えない。ただし、当該書類の提出を省略する際には、ビザの期間等に特に留意し、不適正な認定が行われることがないようにすること。

また、日本国内に住所があることの確認において、マイナンバーを活用した情報連携又は地方公共団体情報システム機構（J-LIS）からの機構保存本人確認情報の提供により当該認定対象者に係る住所情報を確認できる場合は、添付書類を省略して差し支えない。**（厚Q&A）**

住所情報の確認

Q2 保険者においてマイナンバーを活用した情報連携又は地方公共団体情報システム機構（J-LIS）からの機構保存本人確認情報の提供により当該認定対象者に係る住所情報を確認できる場合は、添付を省略して差し支えないこととされていますが、全て確認する必要はないという理解で良いでしょうか。

A 個人番号による情報連携等を行うことにより住所情報の確認が可能である場合というのは、マイナンバーを適正に取得・登録し、情報連携等が可能な状態とすることをいい、全件照会することを義務付けるものではありません。保険者において適切な資格適用及び管理をお願いします。（健Q&A）

海外居住が判明

Q2 明らかに居住実態が海外にあることが判明する場合とは、どのようなケースを想定しているのか。

A 例えば、海外療養費の審査過程において海外への渡航理由を確認した際、検認において被扶養者の年収等を確認した際等に、海外で就労しており、日本国内での居住実態がないことが判明するケースが考えられる。

なお、海外で就労していることの確認は、原則として就労ビザの有無で判断することとし、留学生の滞在費用を補うためのアルバイトなど、本来の在留活動を妨げない範囲の付随的な就労であると認められる場合はこの限りでない。（厚Q&A）

海外において
里帰り出産

Q11 被保険者は国内居住かつ国内で就業中ですが、被扶養者（配偶者）が里帰り出産等で海外において出産する場合、配偶者と生まれた子（来日前）の取扱いはどうなるのでしょうか。住民票を抜かない場合と抜く場合、両方の取扱いを教えてください。

A 原則として、以下の取扱いとなると考えます。（健Q&A）

配偶者が住民票を抜かない場合	配偶者	国内居住要件を満たしている
	子	出生時から省令の5号該当者として認定可能
配偶者が住民票を抜く場合	配偶者	国内居住要件を満たさない
	子	

ただし、海外での居住が一時的であり、その後「日本人の配偶者等」、「定住者」、「家族滞在」等の在留資格により日本で生活すると予定されているなど、日本国内に生活の基礎があると認められる場合は、国内居住要件を満たしているものとして取り扱って差し支えありません。

外国人の住民票

日本国内に住所を有する外国人とは（東総協）

住民基本台帳法（外国人住民に係る住民票の記載事項の特例）

第三十条の四十五 **日本の国籍を有しない者**のうち次の表の上欄に掲げるものであつて市町村の区域内に住所を有するもの（以下「外国人住民」という。）に係る住民票には…下欄に掲げる事項について記載をする。（略）

中長期在留者（入管法第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。）

- 一 中長期在留者である旨
- 二 入管法第十九条の三に規定する在留カード（総務省令で定める場合にあつては、総務省令で定める書類）に記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日並びに在留カードの番号

特別永住者、一時庇護許可者、出生による経過滞在者・・・（略）

（適用除外）

第三十九条 この法律は、日本の国籍を有しない者のうち第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者以外のものその他政令で定める者については、適用しない。

中長期在留者

住民基本台帳法の中長期在留者とは（東総協）

出入国管理及び難民認定法（中長期在留者）

第十九条の三 出入国在留管理庁長官は、本邦に**在留資格をもって在留する外国人のうち、次に掲げる者以外の者**（以下「中長期在留者」という。）に対し、在留カードを交付するものとする。

- 一 三月以下の在留期間が決定された者
- 二 短期滞在の在留資格が決定された者
- 三 外交又は公用の在留資格が決定された者
- 四 前三号に準ずる者として法務省令で定めるもの

中長期在留者の住居地の届出 | 出入国在留管理庁HPより

新規上陸後の住居地の届出手続

出入国港で新規の上陸許可に伴い交付された在留カード、又は「在留カードを後日交付する」旨の記載がなされた旅券（以下「在留カード等」といいます。）を所持する中長期在留者は、住居地を定めた日から14日以内に、在留カード等を持参の上、住居地の市区町村の窓口でその住居地を法務大臣に届け出なければなりません。

なお、在留カード等を提出して住民基本台帳制度における転入届をしたときは、転入届が住居地の届出とみなされます。

ちょっとひといき

「その他の」「その他」という用語は、表現上は類似していますが、法令上の用語としては、その意味を明確に区別して使い分けられています。

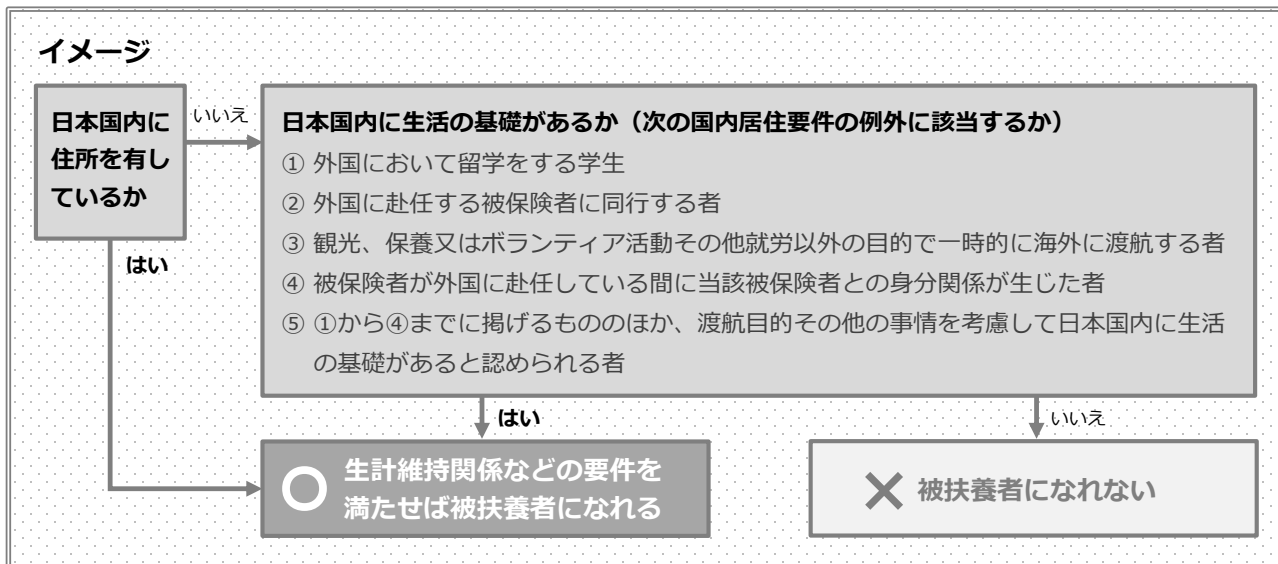
その他の

前にある語句は後ろにある語句の具体例であり、前にある語句は後ろにある語句に含まれます。
 外国において留学をする学生 **その他の** 日本国内に住所を有しないが渡航目的・・・認められるもの
 ↑ 具体例

その他

前後の語句は独立していて、別個の概念として並列関係にある場合に用いられます。
 後期高齢者医療の被保険者等である者 **その他** この法律の適用を除外すべき特別な理由がある者
 ↑ 並列関係

日本国内に住所を有しないが日本国内に生活の基礎があると認められるもの



国内居住要件の例外

外国に一時的に留学をする学生、外国に赴任する被保険者に同行する家族等の一時的な海外渡航を行う者については、日本国内に住所がないとしても、日本国内に生活の基礎があると認められる者として、国内居住要件の例外として取り扱うこと。具体的な取扱いについては、改正省令による改正後の健康保険法施行規則（以下「新健保則」という。）第37条の2各号のほか、別紙「国内居住要件の確認に関するQ & A」を確認すること。

なお、新健保則第37条の2各号では、日本国内に生活基礎があると認められる者として、これまで日本で生活しており、渡航目的に照らし、今後日本で生活する蓋然性が高いと認められ者（一時的な海外渡航である者）で、かつ渡航目的が就労ではない者を基本に類型化している。（厚通知）

今後日本で生活する蓋然性が高い

Q6 「日本国内に生活の基礎がある」とはどういうことでしょうか。

A これまで日本で生活しており、渡航目的に照らし、今後日本で生活する蓋然性が高いと認められる場合、日本国内に生活の基礎があると判断することになります。

具体的には、「渡航目的が就労でないこと」「渡航が一時的であること（ビザに有効期限があること）」が基本となります。

4号該当者等、日本から渡航した履歴のない者の場合、例えば、その後「日本人の配偶者等」、「定住者」、「家族滞在」等の在留資格により日本で生活すると予定されているのであれば、日本国内に生活の基礎があると判断します。（健Q&A）

記載事項

新健保則第38条第1項第3号等により、日本国内に住所がないものの国内居住要件の例外に該当する場合には、健康保険被扶養者（異動）届に国内居住要件の例外に該当する旨を記載することとなる。（厚通知）

添付書類

被扶養者の認定際には、健康保険被扶養者（異動）届に新健保則第37条の2各号に定める国内居住要件の例外に該当することを証する書類等の添付を求めることにより、

国内居住要件の例外に該当することを確認すること。

なお、書類が外国語で作成されたものあるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付すること。（**厚通知**）

<添付書類の例>

例外該当事由	添付書類
① 外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
② 外国に赴任する被保険者に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し 0
④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められるもの	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※個別に判断

① 外国において留学をする学生（新健保則第37条の2第1号）

留学の期間

Q 6 留学の期間は問わないということか。

A 問わない。（**厚Q&A**）

留学後の就職

Q 7 学生が、留学後、現地で就職する場合の取り扱い如何。

A 国内居住要件の例外に該当するかどうかは渡航目的から形式的に判断することとし、「留学」という渡航目的の場合、留学中は国内居住要件の例外となる。

また、留学後、現地（海外）で就職する場合は、使用関係が生じた時点から例外要件を満たさなくなったものとして取り扱うこととする。（**厚Q&A**）

留学する学生に
同行する家族

Q 8 外国において留学する学生に同行する家族の取り扱い如何。

A 「留学への同行」という渡航目的に照らし、国内居住要件の例外として認める（新健保則第37条の2第3号に該当）。（**厚Q&A**）

外国人被扶養者
の留学

Q 12 外国人被扶養者が、就学のために母国に渡航した場合、例外要件の「外国において留学をする学生」に該当するのでしょうか。

A 新健保則における外国とは日本以外の国を指すため、留学終了後「日本人の配偶者等」、「定住者」、「家族滞在」等の在留資格により日本で生活すると予定されているなど、日本国内に生活の基礎があると認められる場合は、国内居住要件を満たしているものとして取り扱って差し支えありません。

なお、母国への渡航ではビザが発給されないため、「外国において留学をする学生」であることを学生証等により確認することとなります。（**健Q&A**）

② 外国に赴任する被保険者に同行する者（新健保則第37条の2第2号）

確認方法

Q 9 「外国に赴任する被保険者に同行する者」の確認方法や対象範囲如何。

A 「家族帯同ビザ」の確認により判断することを基本とする（渡航先国で「家族帯同ビザ」の発行がない場合には、発行されたビザが就労目的でないか、渡航が海外赴任に付随するものであるかを踏まえ、個別に判断する）。（**厚Q&A**）

渡航・帰国の
タイミング

Q 10 海外赴任に同行する家族が、被保険者と渡航・帰国のタイミングがずれる場合の取り扱い如何。

A 「海外赴任への同行」という渡航目的が満たされれば、必ずしも被保険者の移動と被扶養者の移動が同時に行われる必要はなく、例えば、被保険者が海外赴任後しばらくしてから海外に渡航する家族や、被保険者が帰国した後も子どもの現地での就学等の理由によりやむを得ず現地に残る家族も、国内居住要件の例外として認める。（**厚Q&A**）

研修・留学で
渡航（赴任）

Q 11 被保険者が研修・留学で渡航する場合は、海外赴任に含まれるのか。

A 海外赴任とは、被用者が適用事業所との使用関係を維持し、被保険者としての身分を有したまま海外で何らかの活動を行うことであり、被保険者としての身分を有したまま行う研修・留学については海外赴任に含まれるものと解して差し支えない。

（**厚Q&A**）

母国に赴任
家族を帯同

Q 13 日本の適用事業所に雇用された外国人被保険者が、母国に赴任することとなり、家族を帯同した（家族も母国に渡航した）場合、例外要件の「外国に赴任する被保険者に同行する者」に該当するのでしょうか。

A 新健保則における外国とは日本以外の国を指すため、被保険者の海外赴任終了後「日本人の配偶者等」、「定住者」、「家族滞在」等の在留資格により日本で生活すると予定されているなど、日本国内に生活の基礎があると認められる場合は、国内居住要件を満たしているものとして取り扱って差し支えありません。

なお、母国への渡航ではビザが発給されないため、「外国に赴任する被保険者に同行する者」であることについては、被保険者に対する海外赴任辞令等により確認することとなります。（**健Q&A**）

③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者 （新健保則第37条の2第3号）

一時的に渡航

Q12 就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者の「一時的」の判断基準はどうするのか。

A ビザに有効期限がある場合は、原則として「一時的」と判断して差し支えない。なお、ビザに有効期限がない場合であっても、それだけを以て国内居住要件の例外に該当しないと判断するのではなく、ビザの内容を含め総合的に判断すること。（厚Q&A）

ワーキング
ホリデー制度

Q13 「観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外渡航する者」にワーキングホリデー制度の利用者は含まれるのか。

A 通常の就労ビザと異なり、ワーキングホリデー制度は主として休暇を過ごす意図を有するものと位置付けられており、ワーキングホリデーでの渡航は、海外滞在期間中の旅行・滞在資金を補うための付随的な就労が認められるものの、就労を目的とした渡航とは言えないため、国内居住要件の例外として認める。（厚Q&A）

ロングステイビザ

Q14 リタイアメントビザやロングステイビザなどで長期渡航する家族は「一時的に海外渡航する者」として国内居住要件の例外に該当しないのか。

A 海外渡航期間については、有効期限があるものが多いが、有効期限がないものもあるため、当該ビザでの渡航が一時的なものかどうかはビザの内容に応じて個別判断する必要がある。

なお、リタイアメントビザ（ロングステイビザ）は、退職後に海外で渡航して生活する者や富裕層に対して、一部の国で発行されているビザであり、当該ビザの発行要件として、基本的に一定の資産や収入が基準となっているため、そもそも生計維持要件を満たさない可能性が高いことが考えられる。（厚Q&A）

④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、外国に赴任する被保険者に同行する者と同等と認められるもの（新健保則第37条の2第4号）

具体例

Q15 「被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、外国に赴任する被保険者に同行する者と同等と認められるもの」の具体例如何。

A 「被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、外国に赴任する被保険者に同行する者と同等と認められるもの」とは、「出生」、「婚姻」等の特別な事情により新たな身分関係が生じた結果、海外赴任に同行する者と同様に、海外赴任後に「日本人の配偶者等」、「定住者」、「家族滞在」等の在留資格により日本で生活すると予定されているなど、日本国内に生活の基礎があると保険者等が認

める者が該当する。なお、第5に記載している通り、生計維持関係を満たす必要があり、身分関係が生じた者が現地で就労しているなど本人が主として生計を維持しており、被保険者との生計維持関係が認められない場合は除く。具体例は以下のとおり。（**厚Q&A**）

- （例）・海外赴任中に生まれた被保険者の子ども
- ・海外赴任中に現地で結婚した配偶者
 - ・特別養子

現地で結婚した
配偶者の血族

Q16 海外赴任中に現地で結婚した配偶者の血族（被保険者の姻族）の取扱い如何。

A 海外赴任中に現地で結婚した配偶者の血族（被保険者の姻族）は、海外赴任後に被保険者の姻族という身分のみを以て発行されるビザがなく、今後日本で生活する蓋然性が高いとは言えないことから、配偶者と異なり、国内居住要件の例外としては位置づけがない。ただし、配偶者の連れ子については、海外赴任後に「定住者」等の在留資格により日本で生活すると予定されているなど、今後日本で生活する蓋然性がある場合には、国内居住要件の例外に該当するものとして差し支えない。ただし、この場合においても、日本で結婚した配偶者の連れ子と同様に、被保険者と同居していることが必要となる。

（**厚Q&A**）

身分関係が生じた
者が就労している

Q9 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者で、本人が就労している等で、被保険者との生計維持関係が認められない場合、「国内居住要件の例外」にそもそも該当しないこととなるのか。

その場合、退職等で生計維持関係が発生した時点で国内居住要件の例外に該当することになるのか。

A 原則として、以下のとおりとなります。（**健Q&A**）

ア：就労している場合：国内居住要件の例外に該当しない

イ：就労以外の方法で自身で（あるいは被保険者以外の親族からの経済的援助等で）生計維持している場合：国内居住要件の例外には該当するが、生計維持関係がないので被扶養者とはならない

⑤ 渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者 （新健保則第37条の2第5号）

具体例

Q17 その他、「渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者」の具体例如何。

A 具体例は以下のとおり。

○ 留学等の理由で渡航する被扶養者の海外在住中に生まれた子ども

留学等の国内居住要件の例外として認められる海外在住の被扶養者に子どもが生まれた場合（例：被保険者の孫）については、一般的には、子が生まれた被扶養者は新たな世帯を形成することが想定されるが（その時点で当該被扶養者の帰国の蓋然性や

被保険者との生計維持関係を満たす可能性が低くなることが考えられる。）、その子（被保険者の孫）についても、配偶者の就労実態や経済的援助の状況を踏まえ、被扶養者及びその配偶者がともに現地で就労できないビザで滞在しているなど、被保険者が扶養する必要がある特別な事情があり、「日本人の配偶者等」、「定住者」、「家族滞在」等の在留資格により日本で生活すると予定されているなど、今後日本で生活する蓋然性が高いと認められる場合には国内居住要件の例外として認めて差し支えない。（厚Q&A）

その他 | 国内居住要件の例外として認められない事例など

就労を目的に
渡航する家族

Q 18 就労を目的に海外に渡航する家族は、国内居住要件の例外としては一切認められないということか。

A 就労を目的として渡航する者は、海外での収入により生計を立てている可能性が高く、被扶養認定に必要な生計維持要件を満たす可能性が低いとともに、そもそも生活の基礎が日本にあるとまでは言えないことから、国内居住要件の例外には含めない。

（厚Q&A）

本来活動を妨げ
ない範囲の就労

Q 7 就労を目的とした渡航ではないが、実際に海外で就労している場合は、就労の程度にかかわらず、国内居住要件の例外としては認められないのか。

A 海外で就労している場合、原則として国内居住要件の例外には該当しないこととなりますが、例えば、留学生の滞在費用を補うためのアルバイトなど、本来の在留活動が妨げられない範囲の付随的な就労であると認められる場合はこの限りではありません。

（健Q&A）

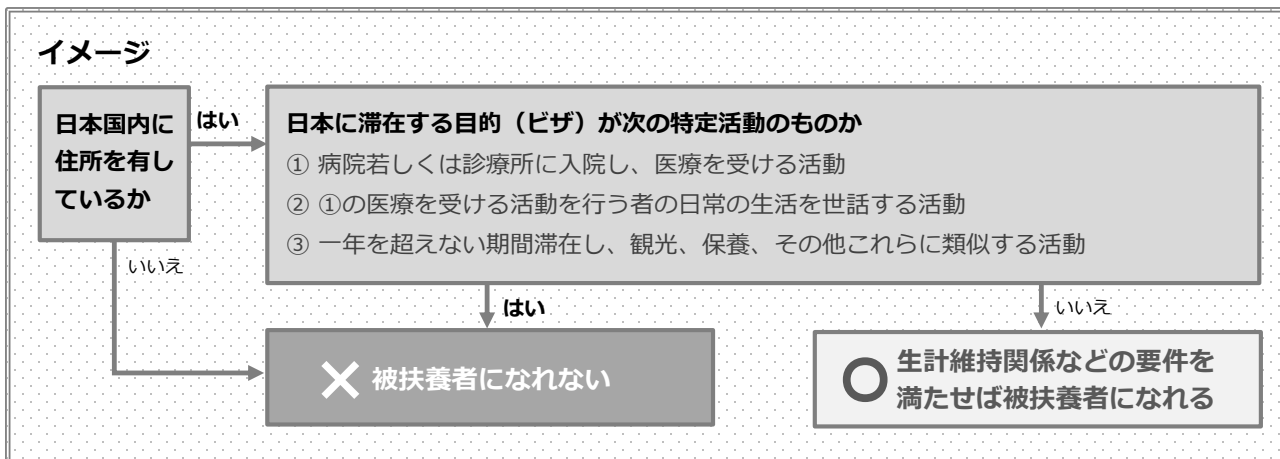
例外に該当しなく
なったとき

Q 8 当初、国内居住要件の例外に該当することが確認できたため、被扶養者として認定していた者が、予定の変更等があり国内居住要件の例外に該当しないこととなった場合、どのタイミングで被扶養者削除とすべきでしょうか。

例：留学のため国内居住要件の例外とされていた者が、そのまま現地で就職した場合海外赴任中に婚姻した配偶者を被扶養者としたが、配偶者について日本で生活する予定がなくなった場合

A 原則として、例外に該当しなくなった時点で削除することとなります。（健Q&A）

この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者



確認書類

Q3 医療滞在ビザ等の適用除外要件に該当するかどうかの確認は、どこまでの確認を要するのでしょうか。

A 適用除外要件の確認について、適用除外要件に該当するか否かの確認方法、及び確認するための書類等を求めるか否か（求める場合は、何を求めるか）は、各保険者の判断により運用していただくこととなります。各保険者において適切な資格適用及び管理をお願いします。

（参考）「在留資格」は、在留カード又は旅券（パスポート）上の上陸許可証印に記載されています。「特定活動」という在留資格が記載されている場合、通常はパスポートに特定活動の内容が書かれた「指定書」がホチキスで留められています。（健Q&A）

法務大臣が定める活動

健保法施行規則第37条の3の「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づく入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動」とは、次のとおりです。（東総協）

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（最近改正 平成30年6月13日法務省告示第178号）抜粋

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。

- 25 本邦に相当期間滞在して、病院又は診療所に入院し疾病又は傷害について医療を受ける活動及び当該入院の前後に当該疾病又は傷害について継続して医療を受ける活動
- 26 前号に掲げる活動を指定されて在留する者の日常生活上の世話をする活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）
- 40 次のいずれにも該当する十八歳以上の者が、本邦において一年を超えない期間滞在して行う観光、保養その他これらに類似する活動

参考 | 在留資格

外国人が日本で生活するためには、在留資格（ビザ）が必要となります。ビザは「日本でのどのような活動を行うか」によって分類されています。（東総協）

定められた範囲で 就労が認められる 在留資格	教授、芸術、宗教、報道、法律、医療、研究、教育、技術、企業内転勤、介護業務、興行、技能など
原則として 就労が認められない 在留資格	文化活動、短期滞在（※1）、留学（※2）、研修、家族滞在（長期滞在外国人が扶養する配偶者と子）
個々の状況で 就労の有無を決定する 在留資格	特定活動 （法務大臣が個々の外国人について指定する活動）
就労活動に 制限がない 在留資格	永住者とその配偶者等、日本人の配偶者等、定住者

※1 短期滞在（観光、商用、知人・親族訪問等で報酬を得る活動をしない場合（最大90日間））は、中国、ロシア、C I S諸国・ジョージア、フィリピン、ベトナムなど**ビザが必要な国と必要としない国**（68）があります。

※2 留学や家族滞在などは、資格外活動の許可が出れば、一定時間（週28時間以内）の就労が可能となります。

施行日時点で保険医療機関に入院している者

この省令の施行により被扶養者等でなくなる者であって、施行日（令和2年4月1日）時点で保険医療機関に入院している者の被扶養者資格は、入院期間中は継続することになる。

入院の確認

改正法の施行に伴い被扶養者から除外される者が、施行日時点において国内の保険医療機関に入院中の場合には、保険者は、現に入院中であることを証する書類（入院申込書や入院診療計画書の写し等）の提出を求めることにより、現に入院中であることや入院期間（予定）を確認すること。

なお、当該入院が終了（退院）した時点で、経過措置対象者でなくなるので、適切な資格適用及び管理を行うために健康保険被扶養者（異動）届の提出を求めること。

（厚通知）

届出の特例 | 事前受理

厚生労働大臣及び健康保険組合は、この省令の施行の前においても、

- ① 本改正後の規定により国内居住要件の例外に該当する旨を記載した被扶養者異動届
 - ② 本改正後の規定により被扶養者の要件を満たさなくなった者に係る被扶養者削除届
- の届出の受理を行うことができる。（公布日（2019.8.30）施行）

また、同様に、厚生労働大臣は、本改正後の規定により国民年金の第3号被保険者が国内居住要件の例外に該当する場合の届出及び本改正後の規定により第1号被保険者又は第3号被保険者が資格喪失したときの届出の受理を行うことができることとする。

国内居住要件の 例外事前確認

施行時において適切な資格適用及び管理を行うため、保険者は、施行日前において、事業主を経由して被保険者に対して、現に海外に在住する被扶養者等に係る健康保険被

扶養者（異動）届（国内居住要件の例外に該当する旨の確認又は該当しないこと等による認定の削除に関するもの）の提出を求めること。（**厚通知**）

なお、健康保険被扶養者（異動）届に添付する書類については、第3を参照すること。

届出の形式

Q4 保険者は、施行日前において、事業主を経由して被保険者に対して、現に海外に在住する被扶養者に係る健康保険被扶養者（異動）届（国内居住要件の例外に該当する旨の確認又は該当しないこと等による認定の削除に関するもの）の提出を求めることとされていますが、必ずしも異動届によらずとも、検認・調査への回答における「その旨」の記載で差し支えないでしょうか。

A 国内居住要件の例外に該当する旨の届出は必要ですが、保険者において令和2年4月1日時点の被扶養者の情報を適切に管理することが記載の趣旨であるため、届出の形式は問いません。（**健Q&A**）

留意事項 | 生計維持・同居要件

生計維持関係等

今般の改正により、被扶養者の要件として国内居住要件が追加されたところだが、身分関係、生計維持関係等の被扶養者が満たすべき要件については、従来通り適切に把握するよう取り扱われたい。（**厚通知**）

生計維持関係等

Q4 国内に住民票を有し、国内居住要件を満たす場合には、被扶養者として認定するということか。

A 国内居住要件を満たすことのみで被扶養者として認定されるものでない。身分関係、生計維持関係等の被扶養者が満たすべき要件については、従来通り適切に把握するよう取り扱われたい。（**厚Q&A**）

生計維持関係等

Q10 3ヶ月を超える滞在のため住民票がありますので、原則として国内居住要件は満たしますが、今までの居住実態・滞在目的・実際の滞在予定期間等により、一時的な滞在と判断され、主として被保険者により生計を維持されているとは認めがたい場合は、生計維持関係が認められないものと判断して差し支えないでしょうか。

A 差し支えありません。

国内居住要件と生計維持要件は別の要件であり、それぞれ満たす必要があります。

（**健Q&A**）

同居要件

Q5 国内居住要件の例外に該当する場合、同居要件も満たすこととなるのか。

A 国内居住要件の例外に該当するからといって、同居要件を満たすことにはならない。同居要件を満たすかどうかについては、従来通り適切に把握するよう取り扱われたい。

（**厚Q&A**）

その他

通知改訂

Q1 今般の法改正等により、平成30年3月22日に発出された通知「海外に在住し日本国内に住所を有さない被扶養者の認定事務について」は改訂されるのでしょうか。

A 当該通知については、新健保則施行前までに改訂等される予定です。（健Q&A）

検認・調査

Q5 国内居住要件の例外に該当することを証する書類等は、検認・調査においても確認しなければならないのでしょうか。

A 通知は、認定の際に添付書類等により確認することを求めるものであり、検認・調査においては、従来どおり、実態に応じた各保険者の判断による適切な運用をお願いします。（健Q&A）

日本人
ビザの種類

Q14 日本人が外国に居住・滞在するために取得するビザの種類や要件、取得方法について一覧表で確認できるものはあるのでしょうか。

A 日本国籍の方が海外へ渡航する際のビザについては、渡航先国・渡航目的・滞在期間等によってビザの要否・種類が異なり、また、国によっては事前通告なしに手続きが変更される場合もあるため、一覧表等は示されておらず、個別実態に合わせて対応いただくこととなります。

なお、確認にあたっては、被保険者本人に対してビザの内容について説明を求めるほか、ビザの基礎的な情報については、日本国内にある渡航先国の大使館・総領事館のHP等を参考とするようにしていただくようお願いします。（健Q&A）

外国人
ビザの種類

Q15 外国人が日本に居住・滞在するために取得するビザの種類や要件、取得方法はどのように確認すればよいのでしょうか。

A 日本国に入国する海外籍の方へのビザの申請方法や手続きは、以下の出入国在留管理庁外務省のホームページなどをご参考にして頂くこととなります。（健Q&A）

- ・ビザの申請方法など（出入国在留管理庁HP）

http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html#sec_02

- ・出入国管理のしおり（出入国在留管理庁パンフレット）

http://www.immi-moj.go.jp/seisaku/pdf/pamphlet_2019_ja.pdf

3 組合における対応 | 健保連資料より

施行に伴う届出

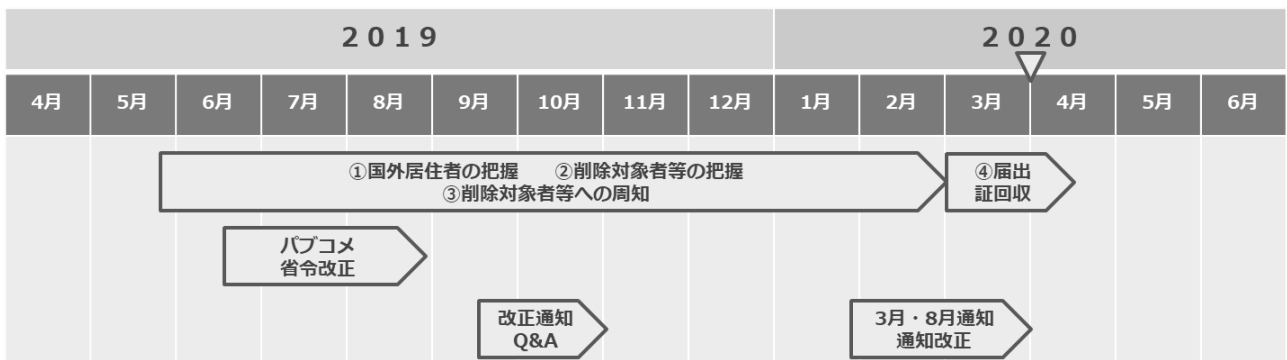
現在、日本国内に住所を有しない家族などで健康保険の被扶養者となっている者は、2020年4月1日の施行に伴い、被扶養者の要件に該当しなくなることにより、施行日をもって、届出により削除となる予定です。

施行日に向けて、健康保険組合においても、事前に削除対象者の把握及び周知等が必要になります。（どこまでの確認をおこなうかは組合の判断）

施行による被扶養者に係る届出イメージ

① 国外居住者の把握	今年度の検認（被扶養者調査）等により国外居住者を把握する （厚労省アンケート（平成30年12月26日事務連絡）回答のために既に一度把握している）
② 削除対象者等の把握	①で把握した者を「削除対象者」と「例外的認定事由に該当する者」（海外への留学生や海外赴任の帯同家族）に区別して把握・管理する
③ 届出手続の周知	「削除対象者」と「例外的認定事由に該当する者」の被保険者や事業主に対して制度改正内容及び必要な届出について周知する
④ 届出及び被保険者証の回収	「削除対象者」と「例外的認定事由に該当する者」の被保険者からの被扶養者異動届の提出

対応スケジュール（イメージ）



【留意点】

- ① 住所を有するかどうかの判断は、原則として住民票の有無により判断する想定であるが、住民票の有無については、住民票の写し等により確認する他、マイナンバーを利用した情報連携又はJ-LISへの照会によっても確認することが可能。
- ② 施行規則の改正等に係る具体的な事務取扱いについては、Q&A等により整理。
- ③ 「削除となる者」のみならず「例外的認定事由に該当する者」についても、届出を要する。
⇒「例外事由該当の旨の届出」は「異動届」の様式でなくとも可（扶養調査の回答書等）
- ④ 法改正に伴う削除等の届出については、事前の届出が可能。

参考 | 出入国在留管理庁HPより

在留カードとは

在留カードは、新規の上陸許可、在留資格の変更許可や在留期間の更新許可など、在留資格に係る許可の結果として我が国に中長期間在留する者（中長期在留者）に対して交付されます。

したがって、法務大臣が我が国に中長期間滞在できる在留資格及び在留期間をもって適法に在留する者であることを証明する「証明書」としての性格を有するとともに、上陸許可以外の在留資格に係る許可時に交付される在留カードは、従来の旅券になされる各種許可の証印等に代わって許可の要式行為となるため「許可証」としての性格を有しています。

在留カードには、氏名、生年月日、性別、国籍・地域、居住地、在留資格、在留期間、就労の可否など、法務大臣が把握する情報の重要部分が記載されていますので、記載事項に変更が生じた場合には変更の届出を義務付けており、常に最新の情報が

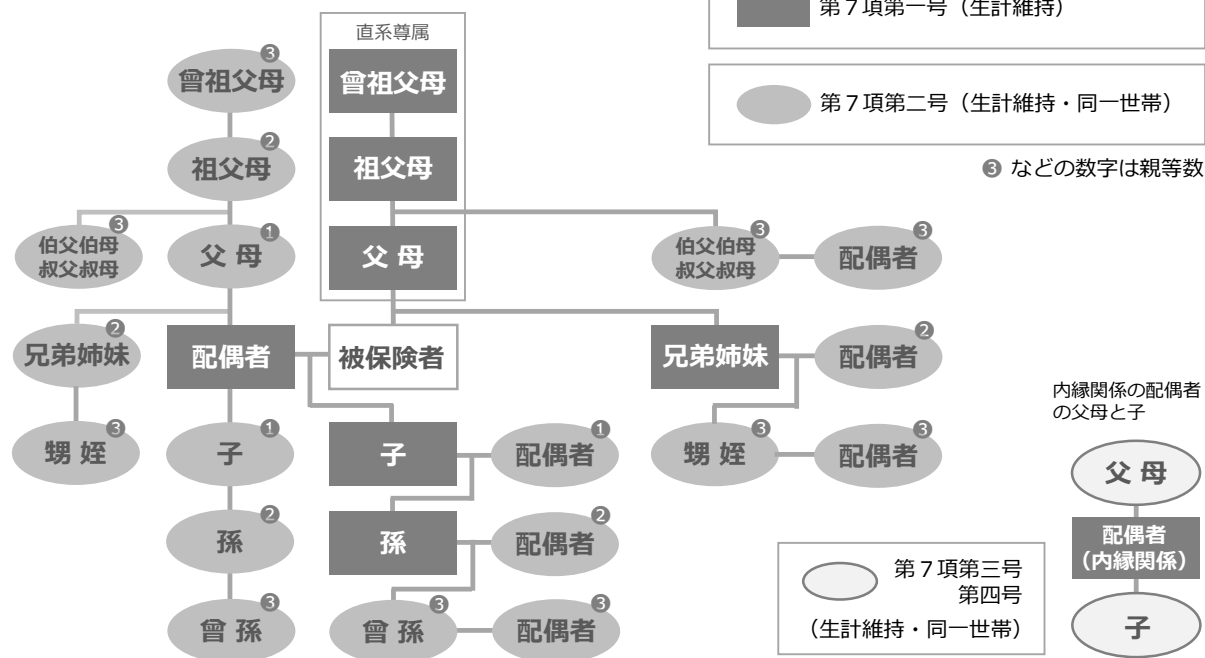


が反映されることとなります。また、16歳以上の方には顔写真が表示されます。

なお、中長期在留者が所持する従来の外国人登録証明書は、一定の期間、みなし再入国許可による出国や出入国在留管理局で行う各種申請手続、市区町村で行う住居届出等において、在留カードとみなされます。

参考 | 被扶養者の範囲（図）


健保法第3条第7項



東総協では、研修会に使用した資料や東総協ニュースFAQ等をまとめた資料などをホームページにアップしています。業務の参考にご活用ください。

資料 1	印刷物のデザインと公文書の書き方（平成30年度テーマ別研修会資料）
資料 2	短時間労働者の適用拡大 法令・通知等まとめ
資料 3	傷病手当金に係る法令・通知等まとめ
資料 4-1	総合健康保険組合の扶養認定業務まとめ
資料 4-2	総合健康保険組合の扶養認定業務まとめ（別冊：現況書）
資料 5	東総協・東振協ニュースFAQ等まとめ（平成26年1月号～平成28年10月号）
資料 6	東総協・東振協ニュースFAQ等まとめ No.2（平成28年11月号～平成29年10月号）
資料 7	健康保険法令の読み方（平成29年度テーマ別研修会資料）
資料 8	標準法報酬月額や算定・月変など 関係法令・通知・Q&A（平成30年度テーマ別研修会資料）
資料 9	健康保険組合業務の概要 法令から解釈（令和元年度一般職員研修会資料）
資料 10	東総協・東振協ニュースFAQ等まとめ No.3（平成29年11月号～平成30年10月号）

参考：傷病手当金に係る法令・通知等まとめ

	CONTENTS	
	要 旨 1 健康保険法第99条 3 傷病手当金の見直し 4 関係法令 健康保険法 5 健康保険法施行令 9 健康保険法施行規則 10 その他関係法令 国等の債権債務等の金額の 端数計算に関する法律 14 民法 期間の計算 14 関連通知 療養のため労務不能 15 労務不能の基準 15 待期間 16 支給期間 17	喪失後の給付 17 同一疾病又は負傷 18 報酬との調整 18 年金との調整 19 その他の調整など 20 請求手続き 20 その他の通知 22 法人の役員 法第一条等改正 22 参 考 23 給付制限関連 24 傷病手当金等の見直しQ&A 厚労省 27 健保連 36 審査請求 教示文の見直し 48 社会保険審査会裁決例 53 年金個人情報照会 61 規約例 傷病手当金付加金 65

